

自民党 IT戦略特命委員会緊急提言 対応方針について

平成27年2月26日(木)

安全安心な個人番号カードの実現

御提言

- 個人番号カードは発行まで時間がないため、緊急性の高い以下の項目については、甘利大臣のもと関係各省庁機関が入った場で進捗管理を行うこと

(1) 民間の多様なニーズに対応し、最新のセキュリティ技術を踏まえた仕様

個人番号カードは広く官民で利用されるIT社会における重要な基盤であることから、民間の多様なニーズに対応し、最新のセキュリティ技術を踏まえた仕様とすること。

例えば、

- ① 官民の様々なID管理を円滑に処理するため、サーバに問い合わせする事無く、高速な応答速度が得られるソリューションに対応できること。
- ② 民間の利活用を想定した、カード紛失時のカード再発行とチップ内情報の再現ができること。
- ③ 生体認証や、携帯電話等のNFC対応のデバイスと連携した多要素認証、ならびに将来の民間利活用までを想定した多保証レベルでの認証に対応すること。 など

対応方針

- 政府CIOを中心に、関係省庁等と情報共有と進捗の把握のため、検討をしております。またセキュリティ要件については、サイバーセキュリティ戦略本部とも連携を図り進めてまいります。

(1) について : ご指摘の内容については以下のとおり検討をしております。

①について:

ICチップ空き領域に格納する独自アプリは、その多様なニーズに対応し、サーバ間認証を行わないものも格納できるよう、検討します。

②について:

カード紛失時のカード再発行は可能であり、個人番号カードとしての基本情報をICチップに再度格納します。(なお、セキュリティの観点から、チップ内情報は各利用主体ごとに保持し、かつ、各利用主体のみ格納できることとする予定ですので、各主体ごとに再格納を行うことを想定しています。)

③について:

ICチップ空き領域に格納する独自アプリは、その多様なニーズにかんがみ、生体認証や多要素認証、多保証レベルでの認証など、様々な認証が採用できるよう、検討します。

安全安心な個人番号カードの実現

御提言

(2) 官民の各種カードの機能一元化

- ア 2016年1月以降、個人番号カードを健康保険証として利用できるようにし、国家公務員共済組合などから率先利用を促していくこと。併せて医療機関からオンラインで被保険者資格を即時確認できるシステムの構築・運用開始を急ぐこと。
- イ 国や地方公共団体が発行するカード(印鑑登録カード、施設使用カード、職員身分証明書等)は順次個人番号カードに置き換えること。
- ウ 個人番号カードの普及に資する民間事業者のICチップの空き領域の利用を解禁すること。社員証、学生証、診察券、金融機関のキャッシュカード等に利用できるようにすること。
- エ それに伴いICチップ内の空き容量や搭載アプリの確認、ベンダー毎に異なっているアプリケーション実装方式の一元化やアプリの認定等を含めた、ICチップの民間活用時に対応すること。
- オ 民間事業者を通じた個人番号カードの代理申請を推奨していくこと。
- カ 上記取組みを推進すべく、初年度3千万枚程度を目標にしつつ、少なくとも1千万枚以上発行できるよう、民間事業者等への個別の働きかけ等の「営業計画」を立てて、政府を挙げて取り組むこと。

対応方針

アについて:

6月の自民党の小委員会緊急提言を踏まえ、2016年1月から、まずは国家公務員共済組合及び地方公務員共済組合などにおいて個人番号カードを健康保険証として利用できるよう、引き続き、検討を進めます。また、医療保険のオンライン資格確認の仕組みについては、厚生労働省の研究会において議論が行われているところであり、引き続きその検討を積極的に支援してまいります。

イについて:

国家公務員身分証については、28年1月より順次、個人番号カードにおきかえます。また、地方公共団体において、印鑑登録カードをはじめとする各種カードの機能が、個人番号カードへ搭載されていくよう、積極的に助言と支援を行ってまいります。

ウについて:

民間事業者への解禁の時期、必要となる政令改正やシステム改修等について、政府内で検討に着手いたします。

エについて:

ICチップ空き領域の民間利用の要件については、個人番号カードの利便性向上のためにも、また、民間事業者のコスト削減に寄与するためにも、幅広く利用が可能になるような要件を検討するなど、ICチップの積極的な民間利用を図る方向で検討します。

オについて:

個人番号カードの交付方法の多様化を検討し、その一環として、職場で一括して申請を取りまとめる方法を可能とし、広く周知します。

カについて:

「営業計画」を立て、関係各省が連携し、政府をあげてカードの普及に取り組めます。

個人番号カードの普及施策

御提言

1 将来的なICチップの空き領域の民間活用等を前提に、費用対効果にも配慮しつつ、利便性向上のため以下の事項についても検討を進めること。特に、個人番号カードの仕様変更等に関する検討の状況によっては、個人番号カードの交付開始時期の延期もあり得る。

(1) ICチップの仕様等の再考

ア ICチップに多くのアプリケーションが格納できるよう、将来を見通しての機能・コストを踏まえ、128キロバイト仕様にこだわらずに仕様の変更をすること。また、ICチップのOSは1種類で統一すること。

イ 10年後に行われる個人番号カードの更新時にICチップをアップグレードすることを想定し、準備を進めること。

ウ 公的個人認証を含めた、オンライン手続きにおける多段階の個人認証の仕組みを構築すること。

(2) 民間企業におけるセキュリティの確保

民間企業において個人番号カードを取扱う部署では、健康保険証を取扱う部署と同程度のセキュリティ環境が確保されるよう担保すること。

対応方針

(1):ア及びイについて:

ICチップについては、128キロバイト以上のメモリ容量を確保することとしております。一方で、個人番号カードは、セキュリティの国際標準であるCC認証を義務づけることとしており、その中核であるICチップもCC認証を受けていることが求められますが、現在、世界的に見てもCC認証を受けているICチップで最大のものが128キロバイト程度のものであり、それを超えるICチップでCC認証を受けているものは確認できません。今後、より大きなメモリ容量のICチップがCC認証を受けた際に円滑に切り替えとの方針の下、対応してまいります。また、ICチップのOSの種類については、その種類ごとに多目的利用アプリの開発が必要になるという課題を解消するため、カードAPアダプタの導入を検討します。

ウについて:

関係省庁と連携し、検討を進めてまいります。

(2):個人番号及び個人番号カードの適正な取り扱いについて、民間企業に対しても、積極的に助言してまいります。また、SOC、インシデント対策についても内閣官房と相談をしつつ、来年度以降具体的な検討を進めてまいります。

個人番号カードの普及施策

御提言

(3) 民間企業における個人番号カードの交付申請の取りまとめ

個人番号カードの交付申請について、民間企業が取りまとめる際に、健康保険組合においても本人確認や交付に係る事務が実施できるよう支援すること。

(4) 海外転居時における個人番号カードの取扱い

海外転居時においても、引き続き個人番号カードを保有することができるような仕組みとすること。

対応方針

(3) について:

個人番号カードを被保険者証として活用する希望がある健康保険組合に対し、その組合員に対して個人番号カード取得の勧奨を行って頂けるような仕組みについて検討してまいります。

(4) について:

国外転出者が保有する個人番号カードについては、税や年金などの事務に関し、個人番号の記載が求められる場面があり得ることにかんがみ、個人番号カードに「国外への転出により返納を受けた旨」を表示し、当該個人番号カードを返納した者に還付する取り扱いとする方向で検討します。

個人番号カードの普及施策

御提言

2 以下の今後の課題についても、検討を進めること

(1) 交付方法等の再考

厳格な本人確認が行われることを前提に、多様な申請・交付の手段(本人確認郵便・書留郵便、郵便局、金融機関、学校【对学生】、事業者【対従業員】、保険者【対被保険者】等)を市町村長が採りえるよう、柔軟に対応すること。

(2) 無料交付

国民には無償で交付することとし、ICチップの空き領域や公的個人認証を利用する者からの利用料の徴収等により費用負担を賄える仕組みを構築すること。健康保険証との一元化に係る健康保険組合の費用負担については、現在健康保険証を発行することにより生じている費用に当たる部分については組合が、それ以外の費用については国が全額を負担するようにすること。

(3) 保証レベルの検討

- ア 普及促進のためには官民連携による利活用が重要。まずは官内部の連携を可能とする、保証レベルおよび必要となるセキュリティーの整理を行い、保証レベルについては複数段階とすること。
- イ 上記を実現するためのトラストフレームワークとマイナンバーシステムのセキュリティーガイドラインの関係各省庁機関による年内概要整理と早期策定を行うこと。
- ウ 同一情報を繰り返し入力することないようにする機能、新着通知機能などを民間アプリで実現できるよう、仕様を策定し公表すること。

対応方針

(1)について:

交付時来庁方式に加えて、市町村長の判断により、申請時来庁方式(カード取得勧奨イベントの実施や、社会福祉施設・事業所等の巡回勧奨など、職員が庁舎外へ赴き、交付申請書を取りまとめる方法を含む。)が採用できることとするとともに、企業が従業員の交付申請書を取りまとめる方式など、多様な申請・交付方法が可能になるよう、検討します。

(2)について:

無料交付について、個人番号カードの普及促進に大きく寄与することに鑑み、予算当局と鋭意調整を行っているところです。また、公的個人認証サービスにおいてはより多くの情報提供手数料が得られるよう、民間署名検証者の獲得に努めるとともに、ICチップの空き領域の利用が民間に開放される際には、費用負担を徴収することを選択肢のひとつとして検討してまいります。なお、医療保険のオンライン資格確認の仕組みについては、厚生労働省の研究会における検討を支援するとともに、並行して費用負担のあり方について厚生労働省と協議してまいります。

(3)について: マイナンバー等分科会で議論する予定となっております。

- ア 複数段階の保証レベルと必要となるセキュリティーの整理を行っております。
- イ 上記アの保証レベル整理を中心として、現在マイナンバーシステムのセキュリティーガイドラインを関係各省庁機関と調整しており、早期策定に向けて進めてまいります。
- ウ 同一情報の繰り返し入力を発生させないように、トラストフレームワークに基づいた情報連携を行うための整理、ならびに民間参画の元での新着通知機能の実現のための整理を進めてまいります。

通知カードの費用低減策

御提言

- 通知カードについては、個人番号カードが交付された際には不要となることから、個人番号カードの普及を前提に、費用の低減策として以下の事項を検討すること

(1) 仕様等の再考

通知カードの仕様について、セキュリティにも配慮しつつ、調達コストを低減すること。マイナンバーの確認手段として用いる場合には、既存の本人確認書類(運転免許証・健康保険証等)を合わせて確認することにより、本人確認の措置を行うこと。

(2) 送付方法の再考

マイナンバーの通知のために通知カードを郵送する際には、送達の確実性に配慮し、多量に発行されることも踏まえ、郵送費用の低減を行うこと。

対応方針

(1) について:

通知カードの仕様(セキュリティ対策)については、予算当局とセキュリティ確保はもとより調達コストの低減の観点からも検討を重ね、対策の絞り込みと経費の削減に鋭意、努めているところです。また、番号法に基づき個人番号の提供を受ける個人番号利用事務等実施者は、通知カード等による個人番号の確認に加えて、既存の本人確認書類(運転免許証、各種保険証等)等による本人確認の措置を要することとしてまいります。

(2) について:

通知カード等の郵送費用については、予算当局と送達の確実性はもとより郵送費用の低減の観点からも検討を重ね、書留による確実な送達は確保しつつ、差出側が特段の仕分け等を行う場合に適用される区内特別割引制度の活用などにより、経費の削減に鋭意、努めているところです。

地方公共団体情報システム機構

御提言

□ 地方公共団体情報システム機構については、以下の事項を検討すること

(1) 意思決定プロセスの再考

地方公共団体情報システム機構の意思決定プロセスについては、必要に応じて政府CIOや内閣官房情報セキュリティセンター等の意見を求めるなど、より透明でオープンな意思決定プロセスとなるよう再考すること。

対応方針

(1) について:

地方公共団体情報システム機構は、設置法において、地方三団体が選定した者によって構成される代表者会議が財務及び業務の方針を決定するとされています。

その上で、当機構が構築するシステム等に多くの国費が投入されること、国と地方が保有する情報を相互に共有する必要があること等から、必要に応じて随時、政府CIO、内閣官房など関係省庁にご相談、連携して業務を進めてまいります。

国民向け広報

御提言

- 民間事業者が必要な準備を円滑に進めるための情報提供
 - － 民間事業者の準備に必要な政省令、通達、ガイドライン等について、早急に決定・公表すること。
 - － 通達・ガイドラインの決定・公表に当たっては現行の実務への影響を踏まえ、過大な負担をかけないこと。
- 全国民に対する制度周知
 - － マイナンバーは、外国人住民を含むすべての住民が付番され、利用することとなる一方、利用に当たっては法令で様々なルールが規定されており、違反した場合には罰則の適用もありうることから、国民への影響が非常に大きく、かつてない制度と言える。そのため、幅広いメディアを活用した前例にとらわれない重点的かつ効果的な国民向け政府広報を費用効果を踏まえ展開し、制度周知を図ること。

対応方針

- ・「民間事業者が必要な準備を円滑に進めるための情報提供」について
平成26年中に政省令やガイドラインの内容を明らかにしており、今後は説明会への講師派遣などを通してそれらの内容の周知を進めてまいります。
- ・「全国民に対する制度周知」について
「マイナンバー元年」となる年明け以降は、周知・広報をさらに強化していく予定です。具体的には、
 - ①民間事業者向けには、経済団体等と連携して民間事業者向けの説明会を全国各地で開催し、特定個人情報保護委員会のガイドラインの周知を図るなど、民間事業者の準備を促します。
 - ②一般国民向けには、政府広報を最大限活用し、今年度中に実施する新聞折込広告をはじめ、幅広いメディアを活用した重点的・効果的な広報展開を図ります。
 - ③それ以外にも、視覚障害者向けの点字パンフレットの作成やコールセンターの外国語対応など、きめ細かな対応を図ります。

マイポータル／マイガバメントの整備

御提言

- 官民の様々な手続を可能とする基盤整備
 - － 日本郵便が検討している「デジタル郵便サービス(仮称)」に郵便と同様に法的送達効果を持たせたうえ、2017年1月までにサービスを開始できるようにすること。
 - － マイポータル／マイガバメントを利用することが可能な官民の手続メニュー案を早急に策定・公表し、関連する民間事業者等との調整を加速すること。その際、社会保障・税に係る手続については、本人同意を前提に、原則として完全オンライン化・ワンストップ化を目指すこと。
- アクセスチャネルの確保
 - － パソコンのみならず、国民の身近に活用しているデバイス(スマートフォン、タブレット端末、地上デジタルテレビ／ケーブルテレビなど)からアクセスできるようにすること。

対応方針

- マイポータル／マイガバメントの整備につきましては、関係省庁等と連携しつつ、IT総合戦略本部 新戦略推進専門調査会 マイナンバー等分科会において、官民の様々な手続を可能とする基盤整備およびアクセスチャネルの確保について継続的に議論を進めてまいります。